

小金井市公共交通事業者継続支援事業

小金井市では、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減に伴う輸送収入の減少に加え、原油価格高騰の影響を受け、非常に厳しい状況におかれている公共交通事業者に対し、その事業活動の継続を支援し、市民の日常生活における移動手段を確保するため、最大100万円の「小金井市公共交通事業者継続支援金」を交付します。



補助対象者

バス事業者 一般乗合旅客自動車運送事業	市内に乗降可能なバス停留所(※)があるバス路線を有する乗合バス事業者 (※)往復路線の場合は、往路・復路いずれも市内にあるものに限る
タクシー事業者 一般乗用旅客自動車運送事業	(法人)市内に本社または営業所を有するタクシー事業者 (個人)市内に住所を有するタクシー事業者

支援金額

対象者	基礎額	加算額
バス事業者 【上限100万円】	50万円	10万円×車両数
タクシー事業者(法人) 【上限100万円】	30万円	2万円×車両数
タクシー事業者(個人)	15万円	

申請方法・申請の流れ

- ・下記申請書類を交通対策課までご提出ください。

受付期間：令和4年8月1日(月)～令和4年9月30日(金)


- ・申請書を受理後、審査の上、交付決定通知書を送付します。
- ・支援金の交付は、市が申請書を受理した日から概ね1か月程度を要します。予めご了承ください。

申請書類

- ① 小金井市公共交通事業者継続支援金交付申請書兼請求書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 道路運送法第4条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
- ④ 令和3年10月から令和4年3月までのいずれかの月の運行にかかる燃料費が前年同月と比較して20%以上増加したことが証明できる書類
- ⑤ 自動車車検証の写し(加算額として申請する車両のもの)
- ⑥ 市内に乗降可能なバス停留所が3か所以上ある路線の乗合バス事業に供する対象車両台数が確認できる書類(バス事業者のみ)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

申請及び問合せ先

〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号
小金井市役所 都市整備部交通対策課
☎042-387-9850
【受付時間】8:30～17:00(土日祝を除く)

詳細はこちらから 
※申請書類①・②の様式も
ダウンロードできます!

